

税務関係書類の電子保存

Q : 現在、政府で税務関係書類の電子保存について話し合われているようですが、内容を教えて下さい。

A : 次のとおりです。

【解説】

政府はIT戦略本部を設け、各方面のIT化を推進しています。そのうちの一つに、「e-文書法」というものがあり、平成16年度の国会提出を目指して検討されています。「e-文書法」とは、民間に保存が義務付けられている文書の電子的な保存を認める統一的法律ですが、税制調査会では税務関係書類について討議が行われ、次の特に重要な書類については、それぞれに掲げる理由により、引き続き「紙」による保存を求め、それ以外の全ての書類と3万円未満の領収書等については、一定要件の下で、電子的な保存を認めることが確認されました。

①決算関係書類・帳簿

税金を算出するための最も基本的な書類であるとの理由

②契約書及び領収書

個々の取引の実態、金銭の授受を証明するための最も基本的な書類であるとの理由

法律案が可決されれば税務関係書類の多くの部分が電子保存できることになり、企業の負担は次のとおり大幅軽減される見込みです。

- | | |
|----------|---------|
| ①金融サービス業 | 保存量97%減 |
| ②メーカー | 保存量95%減 |
| ③流通会社 | 保存量99%減 |

